

財形貯蓄（ゆうちょ銀行）の手続き方法の一部変更について

このたび、ゆうちょ銀行の財形貯蓄につき、「財産形成定額貯金証書保管証」の取扱において、変更がありましたので、お知らせいたします。

記

〔対象となる手続き〕 一般・住宅財形における「解約」・「一部払出」

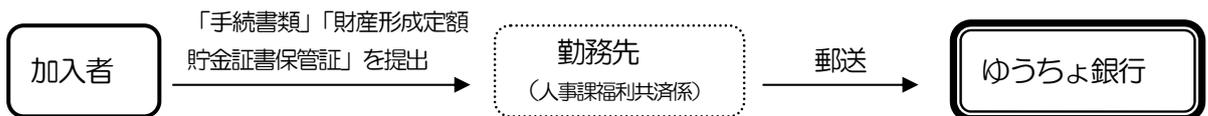
《変更内容》

「解約」・「一部払出」の手続きの際、これまでは、手続き書類とともに「財産形成定額貯金証書保管証」をご提出頂き、勤務先を通じて郵送でお手続きしておりました。

このたび、ゆうちょ銀行において「財産形成定額貯金証書保管証」のお預かりの際、「預り証の発行」及び「受領確認」が必要となった為、今後は、基本的に、加入者本人が銀行窓口でお手続きしていただくように変更になりました。

【変更前】 勤務先を通じて提出

（手続き書類の提出）



（払戻金の受取方法）



【変更後】 本人が直接ゆうちょ銀行の窓口で手続き

（手続き書類の提出）



（払戻金の受取方法）

- * 一般財形の場合・・・同日に窓口にて払戻が可能です。
- * 住宅財形の場合・・・事務センターにて、払出条件などの確認後、後日手続きとなります。



「解約」をされる場合は、給与天引きの停止等の事務手続きがございますので、必ず人事課福利共済係（内線6059）までご連絡をお願いします。